

## 提子井手鮎帰りの破損復旧

### 二 宮 修 二

はじめに

工藤三助は野津原三渠と呼ばれる三つの井路を開鑿したことでの有名である。開鑿は、三助二十六歳の時、大龍井路の水源を発見し実際に十三年かかって三十九歳の時大竜井路を完成させた。次に四十一歳の時、鑰小野井路の水源を長湯温泉の下の河原に発見し、実際の工事は四年かかって四十七才の時井路は完成した。次に六十四歳の時、

提子井路の工事 享保九（一七二四）年五月に着工。しかし、凶作となり工事の継続が困難となり、工事途中で中止をしなければならなくなつた。その後、三助は宝暦八（一七五八）年四月四日九十八歳でなくなつた。

後になつて提子井手開鑿は、谷村小野の佐藤夫四郎、佐藤精兵衛と三助の孫弁助によつて受け継がれ開鑿され提子井手は完成した。提子関係の人々に今も、印象に残つてゐるのは、「鮎帰り破損事故」のことである。この破損事故がどれだけの規模で、それをどのように復旧したのかは大きな関心事である。因みに、提子は地名で、芹川ダムの近くであり、鮎帰りも「鮎帰りの滝」と呼ばれたところで今も地図の中に『鮎帰りの滝』の名がある。

次に、鮎帰りの破損事故について記された「佐藤家の文書」を紹

介しながらその概要を紹介すると

一、ここで佐藤家文書と呼んでゐるのは、由布市挾間町小野、佐藤太森氏蔵の『提子井出記録』のことである。文書の形態は、西洋紙の大の大きさの紙を二つ折にしたものと紙縫りで綴じたものである。

綴じと文書の数を合わせると、十六冊（冊、枚）ある。次の通り

一、明和九（一七七二）年～安永七（一七七八）年 「覚」

提子井手掘方積帳

二、天明六（一七八六）年～天保一四（一八四三）年 「・・・ 扣帳」

三、寛政一〇（一七九八）年 「鑰小野井手下古田新田水

掛畝數帳」

四、寛政一二（一八〇〇）年庚申 「提子井手筋鮎返上掘替貫  
并底瀬下積帳」

五、文化六（一八〇九）年 「覚」 提子井手芹

利橋仕錢并

六、弘化二（一八四五）年

七、安政四（一八二二）年九月

「佐藤高喜への手紙」

八、文政七（一八二四）年

「提子井手御本碩調木仕」

九、文政七（一八二四）年 申

「手扣 佐藤」

十、文久三（一八六三）年

「覚」

十一、文久三（一八六三）年 「御切り米五石二人扶持被下

十二、「安政元年件の褒め言葉」

十三、明治三（一八七〇）年 「借用證文」

十四、明治四（一八七二）年

「質地受取證文」

十五、明治四（一八七二）年

「質地受取證文」

十六、明治四（一八七二）年

「質地受取證文」

## 二、提子井路の開鑿

一七二二（享保七）年 中小姓を許される。三助六二歳

鎌小野井路だけでは、灌漑不足の地域があることを痛感

一七二四（享保九）年 野津原手永栗灰村提子淵の滝上に水源を求めて新井手の開鑿を計画し、五月に着工。

肥後藩では凶作に見舞われ、豊後領もその影響を受けたため工事は途中で中止。

## 三、豊後領における凶作の実態（挾間町誌）

享保九（一七二四）年 六四歳の時 五月提子井路工事に着手するが凶作の為工事を中断せざるをえなかつたとされているがそのときの凶作とはどんなものであったのか。

① 享保十七（一七三二）年西日本一帯でウンカが異常に大量に発生、稻は壊滅状態、未曾有の大凶作。享保の大飢饉となる。

② 府内藩の記録では、「既に夏ごろから府内近郷の農村で『田方虫氣強く御座候に付』（『大分市史』）この年の被害高は、十月に幕府に報告した数値では、一三八〇〇石余に達した（『虫付損毛留書』）。これは朱印高の七割であった。臼杵藩では三五〇〇〇石余（朱印高の七〇%）、肥後藩では四七八〇〇〇石（朱印高八八%）の損毛であった。

幕府は救援米支給を支給し、藩は非常食料の給付を行つた。府

内藩の中郷の飢人にたいし、ひじきを五五貫余、塙を四石余支給、臼杵藩でも赤野組に対し、享保十七年一二月に干し菱を支給している。

この凶作の影響が、あつたであろうことは推測されるが、工事にかかったのは、享保九（一七二四）年であるから工事の途中で凶作年が来たのであらうかと思われる。

一七七三（安永二）正月から、阿鉢村の地主佐藤夫四郎が工事監督となり工藤三助の設計にしたがつて工事を再開。三助の孫、弁助を相談役とした。

一七七七（安永六）年に完成、六月通水

一七八一（安永十）年「提子井手揚方」の勞が賞されて切米五石二人扶持が授与された。

一七九一（寛政三）年「提子井手鮎帰り」破損事故  
提子井手の破損被害『寛政十二年 提子井手筋鮎帰上堀貫並びに広瀬下積帳 申四月 提子井手 扣』によると、

天明七年十月引き割れ、翌年春繕い普請

寛政元年六月引き割れ増す。通水に支えなく出来た。

寛政二年二月地震の時又引き割れが出来たが、午の秋まで過ごし、申の十一月割れが一寸ばかり広くなつた。（佐藤家文書）  
寛政二、文化元、文政五、文政十二、天保元、嘉永七、安政二、文久二等の各年において一部破壊の不幸をみた。

提子井路記録帳によると次のよう記されている。

元治二年

「提子井手筋鮎帰上堀替貰並廣瀬下積帳」

寛政十二年

提子井筋鮎帰上堀替貰並廣瀬下積帳

申月 提子井手扣

p2

乍恐奉願覚

一 錢四拾八貫目

但提子井手口延岡御領龍原村之内  
鮎返りと申候淵上井手引割損所  
出来仕候ニ付追々見分仕取繕ニ而  
押移候処年々引割れ廣く相成

追々者川江引落可申趣と及見申候  
依之貰堀替積上候処下方難及自力

p2

此度御拝借奉願候事鑰小野井手下  
之内極井手末之村々年々と通水  
減旱損強小前共極困窮仕戻り  
畠被仰付被遣候様願出申候処提子  
井手貫内瀬下廣仕川水十分懸通  
候得者右井手來通水仕尚亦余水二而  
下方難及自力候ニ付御慈悲之御  
新堀田出來仕候得共右返用錢弥以

勵を以奉行錢高物借被仰付被遣下候様

小前共奉願候分

p 3

右者鑰小野井手之儀元祿年中御物方ニ相成

右井手下二而野津原手永三拾五町余此上御徳米

百拾石余谷村手永百拾三町余此上御徳米高三百七拾石

余り定反畠成田出来仕右御定米ニ而年々

上納仕候然所鑰小野井手之成年久敷義ニ而

年々川水減シ井手通水少く谷村手永阿鉢村

小野村・篠原村・中村・筒口村・谷村・馬籠村・田小野村

同尻村・鬼崎村・福宗村右拾壹ヶ村ハ井手余ニ而

年々旱損仕候ニ付為助水提子井手掘方奉願候

通水仕候ハハ助水ニ相成候上余水ニ而両手永ニ而

五拾二町余新田仕候見通ニ而御銀七拾二貫目

余物借奉願返上納之儀ハ右七拾貳町余之

新田徳米ヲ以年々上納仕候間返上納相洲迄者

上御徳米上納御免仰付被遣候様奉願候処願之通

不為押借拾三ヵ年□返上納被仰付掘方相洲

安永四年通水仕候然共井手筋極賢巖難所

之丁場ニ而其砌存分之手入届兼貫内□之

所々瀬方有之元水多々御座候得共瀬

三分有之水懸通七分有之水ハ川江落捨り

候ニ付余水無御座候鑰小野井手下之内阿鉢村

小野村篠原村中村並筒口村之内谷村之内

馬籠村之内井手方不遣提子井手下ニ相成候

ニ付右村之懸おり候鑰小野井出手ハ引留ニ

相成此分高時鑰小野井手下江配分ニ相成候

□□此元極井手末ニ而前々之ほど節水も

届兼近年ハ別而通水届兼候ニ付井手

方御役人中立合い井手上時水ニ而

又者分水等取斗來候何分行届兼

何連之年も旱損仕候ニ付上納差仕乍恐

御呈米奉願候右之仕合ニ付床切御年貢

米諸上納銀諸出米其外新田役諸公役

品遣錢ハ家伐地方之内預候而相弁候

い津と奈く零落仕一兩年ハ別而困窮

仕候依之乍恐定反之内戻畠被為仰付被下

候様願出申候然処提子井手貫内瀬下ヶ

広メ等仕候得者川水十分懸通此元鑰小野

p 5

井手末江通水仕當亦余水ニ而出來

不仕前々之定反畦淺水持合遣候ニ付

恐統定反通水支候砌者持合不申相談ニ而

引通シ候故定反水不足仕り候節者無区損旱田ニ

仕り候方以貫内廣メ瀬下仕度申談候得共

p 4

寛政十二年 四月 板林惣右衛門

鑰小野下提子下皆々困窮仕候ニ付相借  
奉願候而も返上納難渋仕候押移候得共  
此元鑰小野井手下弥零落仕□□儀ニ

相成候難渋ニ付乍恐

佐久間殿 中村殿

御慈悲之筋を以願之通拝借被仰付被下候様  
小前共願出申候右零落之様子相達無  
御座候當

御時節柄相借奉願候儀重疊奉恐入

候得共数十年来田作仕乍今更請戻畠ニ相成  
候而者地浅き悪地ニ而作方手入れ茂届兼  
弥御百姓立直候期も御座有間敷候間

御格別之御示談被成下拝借被仰付被下候様  
p 6

【願い書の概要】この文書は、由布市挾間町大字小野の佐藤大森氏  
宅の文書で、B4ほどの大きさの紙に書いたものを二つに折って、  
紙縫りで綴じたものが十四冊の中の一冊である。  
松村惣右衛門から佐久間氏と中村氏に提出した願の覚えである。  
此の文書は一八〇〇（寛政十二）年四月に出されたものである。  
記録によると提子井路の破損事故が初めて起きたのは、一七九一（寛  
政三）年である。しかし此の文書の願いが出されたのは、寛政十二  
年である。九年経過しているがその事情は、此の文書では次のように  
に書かれている。

「提子井手の延岡御領龍原村の鮎帰りという所の水路に、引き割  
れ損所ができた。これを追々見分し、取り繕いながら押し移つてき  
ましたが、年々引き割れが広くなり、川へ引き落とす水量が多くなつ  
てきた。このため貫の掘り変えを計画し、見積もりを立てたが下方  
の自力では難しいので今度、銀を貸し下さいますよう願います。」  
と言う内容に続いて

提子井手下迄ニ而拝借奉願候間此上乍恐二十五カ年  
賦返上納ヲ為仰付被下候様是又尤私茂  
奉願候間庄屋願出井手方より願出相添  
此乍恐奉願候以上

「井手の貫内の瀬を下げ広めれば水は十分流れ新田も作ることが  
旱損が強くなり百姓どもは極めて困窮し、戻り畠にするように仰せ  
付けられ、難儀している。それで願い出をしている。」

出来るのですが、自力では難しいので、御慈悲を以つて錢を貸してくださいますよう願います。小前共のお願いする分。」

p 3・4 の内容概略

鑰小野井手は、元禄年中に藩の支配となつた。これまで、野津原手永三十五町余り、この徳米百拾石余り、谷村手永百拾三町余り、徳米三百七十石余り、田が出来、年々収めてまいりましたが、鑰小野井手も出来てから久しく、年々川水が少なくなり、井手の通水が少なくなり、谷村手永阿鉢村・小野村・篠原村・中村・筒口村・谷村・馬籠村・田野小野村・同尻村・鬼崎村・福宗村の十一ヶ村は、年々旱魃がひどくなり、助水として、提子井手を造ることをお願いしました。通水できれば助水にもなり余水にて、五十二町余りの新田ができる見通しです。

七十二貫目余り借り、返納は、七十二町の新田徳米を以つて、年々上納し、返上納がすむまでは、上納免除にしてくださいようお願いした。願の通りに認められ十三カ年の上納を仰せ付けられた。井手は掘り方が終わつて、安永四年通水したが、賢巖多く難所が多く、元水は多かつたけれども三分が井出にかかり、七分は川に捨てられたので、余り水はありません。

p 5・6

鑰小野井手下の内、阿鉢村・小野村・篠原村・筒口村・谷村・馬籠村の水は残らず提子井手がかりになり、鑰小野井手は引止めになつた。

しかし、節水も届きかね今年は特に通水も届きかねたので、井手

方役人が立会い、井手上では時水としました。

いつとなく、零落となり一両年は困窮しました。中には戻り畠を願い出たところもあります。

p 7

瀬下げ十分通水が出来れば、余り水にて新田ができ、御徳米上納も出来ました。水不足になると旱魃となるので、貫内広め、瀬下げの相談をしたけれども、鑰小野下、提子下皆困窮しているので、借りても返納が出来ないのでこれまで過ぎてまいりました。鑰小野井手下の村々がいよいよ零落になりますので、乍恐 お慈悲を以つて願の通り、貸してくださいますようお願いします。

p 8、9 (文書の頁番号)

「時節柄、借用することは大変恐れいることですが数十年来作ってきた田を畠に戻すようなことになつては、地浅き悪地で作り方手入れも出来かね立ち直りも出来ないので、格別のご相談を下され拝借仰せ付けください。」

「瀬広下げ広めの工事は、この秋の水を引き上げた時期から致します。用錢はその節入用次第渡してください。」「引き割れ所、貫掘り替え並びに新貫等は当方でいたします。」「拝借願つた錢は、二十五年賦にて返上納を仰せ付け下さい。」「私もお願いします。庄屋、井手方・願い出相そえ奉願候。」

このような願が出され、願は届けられた。ことは次の枠内の文書でわかる。

本願之通り 錢高減方仕御達

申上候の通り 仰せ付けられ被下候以上

六月

松村 惣右衛門

願には、鑰小野井路が出来て、その井路からの給水では水が不足していることを述べ、さらに提子井路の破損による困窮の様子を述べているところが、非常に詳しく述べていると思う。

ここからの覚えは、この工事をしたときに、どのような工事がありどれだけの費用がかかるのか、その見積もりの内訳である。

p 7

覚

提子井手筋龍原村の内 鮎帰り淵上 間数六拾間

(一〇八メートル)

但し高さ五尺

(一・五メートル)

横四尺五寸

(一・三三メートル)

一貫堀替え一ヶ所

岩切 三千七百八十人

但し 壱間ニ付岩切六拾三人宛

米三拾七石八斗

但し岩切飯米一人二付 壱升宛

錢三貫二拾四分

但し 岩切手間料壹人ニ付壹分宛  
錢三貫弐拾四分

但し 鉄道具直料  
錢三貫弐拾四分

同式貫百七拾四分六分

但貫内灯油三石七斗八升代 油壹升ニ付七分七厘宛

平夫九百四拾五人

但すり引手傳夫

米五石四斗五升

但 夫飯米壹人ニ付壹升宛

錢弐百八拾三分五分

但夫 錢壹人ニ付三分宛

米合四拾七石二斗五升

此代錢五貫百九拾七分五分

但壹石ニ付百拾分宛

壹俵ニ付三拾八分五分

p 8 (文書番号) 中略

岩切 三千人

但 壱間に付岩切五拾人宛

米 三拾石

但岩切米壹人に付壹升宛

錢三貫八拾五分壹厘

但岩切飯米三拾石代

但壱石に付百匁八分五厘七毛宛

壱俵に付三拾六匁宛

銭合九貫五百八拾五匁七分壱厘

【説明】これは提子井手筋龍原村の内鮎帰り淵上の堅巖が一七八七

(天明七)年十月に引き割れが出来たとき、その場所を、翌年の一七八八(天明八)年十月申の春に普請をし、繕い、同年水掛通した。その時は、差し支えもなくその後しばらく過ごしてきた。

又、一七八九(寛政元)年酉の春普請をし、繕い水掛通す。

同年六月右引き割れ所及び損方が出来たので、用水の時であつたので、早速取り繕い、水掛通し養水中であつたが支えなく過ぎた。

寛政二年二月朔日の夜地震が起り、右の損所引き割れ少々広まり所々落ち込み、その節の普請は、入念に繕い通水した。

その後去る午の夏分まで九カ年の間取り繕つて支えなく過ごしてきたが去る十一月引き割れ所に、一寸ばかりの引き割れ口ができ広くなつたので、水が引き落ちて困つたが、石ふたをして過ごした。

追々は、引き落としが多くなると困るので、貫の掘り替えを仰せ付けてくださいますようお願いします。その入り目、米錢大積りをお知らせ申し上げます。と書かれている。

一八〇〇(寛政十二)年四月

佐藤丈太夫

一 同拾壹間

大谷貫

此岩切九拾人

井手口貫入口より 淀上貫吐出し迄

一 間数百九十三間四尺 貫内廣瀬下堀共

此岩切千七百四十三人

但し壱間ニ付九人宛

吉防貫入り口より流之谷貫吐き出迄

一 同三百七拾六間弐尺 右同断

但壱間ニ付八人宛

流之谷より打越まで貫明ヶ所

一 同八拾五間 貫内廣瀬下堀共

此岩切五間拾人

p 10

但壱件ニ付六人宛

至川谷外

一 同三拾間

岩丁場掘割

広瀬下堀

此岩切百式拾人

但 壱間ニ付六人宛

岩貫

貫内廣瀬下堀共

一 同拾壹間

此岩切七拾七人

但 壱間ニ付七人宛

但 壱間二付六人宛

小畠□岩貫

一 同拾七間 右同断

此岩切六拾八人

但 壱間二付四人宛

石打貫入口より吐出迄

一 同八拾六間

貫内廣瀬下共

此岩切六間弐人

但 壱間二付七人宛

坪池 岩丁場掘割

広メ瀬下掘共

一 同三拾四間

此岩切 百七拾人

p 11 但 壱間二付五人宛

辻□ 岩□弐ヶ所

一 同壹百五拾五間 贤内広メ瀬下掘共

此岩切六百弐拾人

但 壱間二付四人宛

蛇縁貫

一 同七拾弐間

此岩切二百八拾人

但 壱間二付四人宛

但 壱間二付七人宛

御郡内ゆるき貫

一 同弐拾八間 右同断

此岩切百四拾人

但 壱間二付五人宛

間合千百弐間六尺

七千七百拾四人

七百五十壱人

岩切六千六百九十六人

米八拾四石六斗五升

但此岩切飯米壱人二付壱升宛

此代銀九貫二百十壱分

但壱石二付百拾分宛

壱俵二付壱拾八分

錢六貫七百七拾弐分

但岩切手間料壱人二付八分宛

p 12 錢弐貫四百目

但 岩切手間料壱人二付八分宛

同二貫四百目

但 鉄道具直料

米六拾六石九斗六升

但 岩切飯米壱人二付壱升宛

代錢六貫八百八拾七匁三分

但壱石ニ付□□匁八分五厘七毛宛壱俵ニ

付三拾六匁宛

錢五貫三百五拾六匁八分

但岩切手間料ニ付八分宛

同七貫三百五拾六匁八分

但鐵道具直し資料

同三貫六百九拾目三分ばかり

但貫内灯油六石四斗七升四合代

油壹升ニ五匁七分宛

錢合式拾壹貫

此岩切千百八拾六人 但し壹間ニ付七人宛

此岩切二百人 但壹間ニ付四人宛

p 13

同六貫七百七拾式匁 但鉄道具直し資料  
同四貫六百二十七匁五分七厘

但貫内灯油八石壹斗壹升五合

油壹升に付五匁七分宛

【説明】 p 9 から p 13 の途中まで

錢合式拾七貫四百八拾壹匁五分

右者提子井手御普請被仰付一通御普請

相洲通水仕候得共右井手筋難所極めて堅岩之所之

多く存分之掘方出来不仕井手幅狭く高下之

多く元水ハ沢山ニ御座候得共存分水掛込相成被申

井手末之所々水行届不申年々旱損申候

得共瀬下広メ堀入目錢大造之成ニ付□□押移り

居候處去夏之□非常之旱魃ニ而□□之

御損毛尤私共ニ奉恐入候依之瀬下広メ堀

入目米錢奉行之通大積仕上候間御普請之

仰付被下候様奉願候

p 14

略

P 15 割口廣ク相成志くい不残落込申候ニ付

石引割口ニ石婦多を者免志くい手堅仕去夏ハ

押移り候處去冬茂少々引割口相増候様

追々ハ淵ニ引落可申程難斗養水專之時分

引落候而者別而及難渋可申と奉存候ニ付

難被閣損所ニ付貫掘替被仰付被不候様

難被閣損所 (さしおかれがたきそんじよ)

奉願候則御入目米錢大積仕御達申上候

井手口貫入口・両の免淵上貫吐出迄

一間数百九拾三間四尺 貫内廣瀬下掘り共

此岩切千七百四拾三人

但壹間ニ付九人宛

吉坊貫入口・流之谷貫吐出迄

P 16



七百五拾壱人

但 岩切手間料壱人<sup>ニ</sup>付八分宛

米八拾四石六斗五升

同五貫三百五拾六匁八分

但此岩切飯米壱人<sup>ニ</sup>付一升宛

但 鉄道具直料

此の代錢九貫二匁拾壹分五厘

同三貫六百九拾目壹分八厘

但壱俵<sup>ニ</sup>付三拾分宛

但 貫内壹石四斗七升四合代

【説明】 p 16 ~ p 20

井手口の貫入り口から両の面貫吐出しまでの長さと工事にかかる人数そして、一間にかかる人数は、九人であると記されている。

吉防貫入り口・流之谷貫吐き出しまで、一間に付八人、また、流れの谷・打越までは一間に付六人と人数の割り当てがそれぞれ場所によつて異なつてゐる。

p 20 の最後の所には、件数は合わせて、千百式間六尺であるから長さ、一九八四・五m、岩切が六六九六人 とあり、  
米八拾四石六斗五升 一二七八〇kg、この岩切飯米は一人に付一升宛であり、この代銀は錢九貫二匁壹拾壹分五厘である。但し一俵に付三拾分宛と記されている。

p 21

「提子井手筋鮎帰り上堀替貫並びに広瀬下積帳」 2

米六拾六石九斗六升

但 岩切飯米壱人<sup>ニ</sup>付壹升宛

代錢六貫八百八拾七匁三分

但 壱石<sup>ニ</sup>付 弐匁八分五厘七毛宛壱俵<sup>ニ</sup>付三拾壹分宛

錢五貫二百五拾壹匁八分

錢合式拾壹貫式百九拾壹匁八厘  
錢式貫四百目

但 岩切手間料壱人に付八分宛

但 鉄道具直し料

此岩切千百八拾六人

但 壱間<sup>ニ</sup>付七人宛

此岩切式百人

但 壱間<sup>ニ</sup>付四人宛

【説明文】 p 21 ~ 23

これは提子井手普請後の報告とお願いの記録である。井手筋は難所極めて賢巖の所多く、井手幅は狭く、高い所や低い所がたくさんあり、十分な掘り方は出来ませんでした。元水は沢山ありますが存分に水をかけることは出来ません。井出の末々のところに水は行き届かず旱損となつています。入り目米錢大積り書き上げましたので、普請を仰せ付け下さいますよう御願申し上げます。

筒口村の内ゆるき新貫入り口まで

一間数四拾間

岩丁場掘割

松村惣右衛門

高さ三尺一寸、横三尺

佐久間平三又殿

p 23

此岩切三百武拾人

同所

但 一間二付八人宛

新貫間数百六拾九間半 賢巖貫帰共

高さ三尺四寸

横三尺壹寸

此岩切千六百九拾五人

但 壱間二付拾人宛

右同貫吐出片野谷同□迄 岩丁場掘割

高さ三尺壹寸  
横三尺

(中略)

p 24

寛政十二年四月

筒口村庄屋 安左衛門

馬籠村庄屋 茂右衛門

同尻村庄屋 嘉右衛門

同尻村庄屋 傳兵衛

鬼崎村庄屋 五三郎

阿鉢村庄屋 儀右衛門

篠原村庄屋 甚右衛門

m というのは、かなり大きな破損である。ここは硬い岩で、それが

○ 鮎帰りの破損は以前から伝えられていた大きな破損事故であった。

はじめの事故は、寛政三年に起きたこの時、岩が引き割れたが、何とか繕つて過ごしてきた。しかし、水不足は解消せず、農民の困窮が続き、田を畑に戻さざるを得ないところも出来た。それで、瀬を広め、瀬を下げることによって流れる水量を増し、旱魃を解消し、新田を作りたいと願ったわけである。

### 一、事故の概要

場所は、龍原村の内鮎帰り淵上 贊堀替え 一箇所

長さ 一〇八m 高さ 一・六五m 横 一・四八五m  
岩切 三千七百八十人 一間に付き四十六人

一間に付 岩切六十三人宛

引き割れたというのだから、修復も難しいようである。岩切には一

間につき、六十三人宛というのも、難工事であつたと推測される。

いる。

○ この文書から見ると、井手破損修復費用は藩に申請して借用する事にしている。結局は、二十五年賦で農民が払っている。

○ そのときの費用を細かく計画を立てて、借用願をだして申請している。実際には、願いは、寛政十二年に出されている。

## 二、工事にかかる諸必要品

米 三十七石八斗 但し 岩切飯米 一人につき一升あて

錢 三貫二十四分 但し、岩切手間料 一人につき八分あて

同錢三貫二十四分 但し 鉄道具直料

同式貫百五十四匁六分 但し 贊内灯油三石七斗8升 油一升

につき七分七厘宛

平夫九百四十五人 但し 引き手伝夫

米九石四斗五升 但し 夫飯米一人につき一升宛

錢二百八十三匁五分 但し 一人につき三分宛

米合四十七石貳斗五升

此の代 錢五貫百九十七匁五分

但し 一石につき百十匁宛

一俵につき三十八匁五分

○ 資料から、願い文書には、取り掛かる工事区間・貫の長さ・貫の高さ、長さ・一間に付何人・手間料一人に付・必要な金額と

人夫の人数・米・鉄道具・鉄道具直資料・灯油などが書かれて

○ 鉄道具直料が案外多く使われている。灯油の一升につき七分七厘を払っていることから灯油の値段が大体これくらいの値段

だつたのだろう。

○願書は、事故の経過を詳しく書き、百姓や庄屋たちがどうしたかを詳しく書き、年をおつて、又事故のおこるたびにどう対応したかを詳しく報告し、百姓の困窮の様子も書かれ、工事についても意外に細かな数字で申請していることがわかる。

三、井路つくりの大龍井路、鑰小野井路の時の経費・井手床費 大龍井手工事に銀錢三十五貫を要した。一六九九（元禄十二）年 総延長一里二十五町が完成。水路の開通により百二十余町歩の新田が開かれた。

肥後藩ではこの功労に対して、総庄屋の知行高を十石加増して三十石とした。

鑰小野井手普請奉行の手当てとして、三助に切り米十石三人ぶちが与えられた。「近世大名の領国支配の構造」

肥後藩総庄屋から岡藩大庄屋に出された仮證文

一、井手床に費えの田畠、年貢作徳とも田地は一反につき米六斗宛、畠地は一反につき、米三斗五升宛に決める。

一、木山・竹藪費えの節、竹藪一反につき銀十五匁宛、木山一反につき銀十匁宛毎年十一月に此方より銀相渡し可申候。草野ならびに空き地派出銀これ無きはず。

つぶれ地への保障は、野津原・谷村両手、永の関係農民の負担でつ

ぶれ地の所有者に支払うことが約束された。

費え米は地主へ渡し、地主よりお定めのお年貢を納め、諸出銀・掛かり物一切勤める、検見の節は惣畠の内にて費え申す田畠を引き、検見を受けて、右の米田の分改めて多めに米を加え、畑の分は大豆に直し、大豆を加えて割り付ける。

銀合せ 二百二十九匁内

百三匁八分三厘 山敷費分上納

百二十五匁一分七厘 自分山費

以上のことがらが読み取れる。

追加・・改修のために借用した金、「錢、四十八貫文」とは、現在ではどれくらいの価値であろうか。金の一両が錢一貫である。金の現在の価値は、一両が江戸初期は、十万円、中期は八万円、後期は六万円と換算表に書かれているので、これで計算すると錢四十八貫は、三百八拾四万円となる。これで工事が出来るかと考えると今の感覚では難しいようと思われる。実際は、もっと他の条件を加味して考えなければならない様である。

### 【佐藤家文書の項目】

- 一、一七七二（明和九）年 より「覚」提子井手掘方積帳
- 一、一七八六（天明六）年より一八四三（天保十四）年・・控帳
- 一、一七九六（寛政十）年「鑰小野井手下古田新田水掛畠数帳」
- 一、一八〇〇（寛政十二）年「提子井手筋鮎返上堀替貫並瀬下積帳」

	元禄十一（一六九八）年	三八歳	工藤 三助 関係年表
元禄	元（一六八八）年	二六歳	延寶 元（一六六二）年 ○歳 工藤三助 現在の挾間町谷村に生まれる。
延寶	六（一六七八）年	一八歳	大龍井路を造ることを決意する。
元禄	元（一六八八）年	二六歳	嫡男理右衛門生まれる。
元禄	元（一六九九）年	三九歳	龍井路の水源地を発見
元禄	元（一七〇〇）年	四一歳	三助大龍井路の普請奉行となり三月起工。
元禄	元（一七〇一）年	四二歳	岡藩朽網川に鑰小野井路の水源地を発見する。



元禄十六（一七〇三）年 四三歳 鑰小野井路の普請奉行となる。

谷村手永総庄屋を嫡男次郎右衛門に譲る。

寶永四（一七〇七）年 四七歳 鑰小野井路を通水する。

二月 独札の身分に昇進 鑰小野井手完成

正徳五（一七一五）年 五五歳 十一月二十八日父理右衛門没

す。

享保九（一七二四）年 六四歳 五月提子井路工事に着手する。

享保十二（一七二七）年 六七歳 嫡孫次郎左衛門谷村手永総庄

屋をつぐ。

享保十四（一七二九）年 六九歳 曾孫 辨助生まれる。

享保二十一（一七三六）年 七五歳 嫡男次郎左衛門没す。

寶延元（一七四四）年 八八歳 閏十一月十一日三助夫人没す。

寶曆八年（一七五八）年 九八歳 四月四日 三助没す。

三助は「先祖附」によると「零落比類なき手永の三代目庄屋」



野津原三渠碑  
大分市野津原町たまり水



提子井路之碑  
由布市挾間町小野

# 堤子井路系統図

